

# 西条市農業委員会 令和3年度 第2回総会 議事録

1. 日 時 令和3年5月7日（金） 午後2時00分から午後2時49分

2. 場 所 西条市役所 本庁 5階 502 会議室

3. 会議構成員現在総数 農業委員24名 推進委員30名

4. 農業委員 出席者 24名 欠席者 0名 出席率 100%

推進委員 出席者 1名 欠席者 1名 出席率 10%

※新型コロナウイルス感染症対策のため農業委員のみの開催

## ○農業委員出席者氏名

会 長 8番 加藤 茂

会長代理 12番 渡邊 敏昭

委 員 1番 越智 一志 10番 長谷川孝師 19番 曾我 照一

2番 明比 典正 11番 栗田 房信 20番 越智 栄二

3番 徳増 靖記 13番 川上 義則 21番 越智 信仁

4番 一色 達夫 14番 山田 好一 22番 戸田 博明

5番 高橋 豊重 15番 村上 繁敏 23番 真鍋 美鈴

6番 西原 昇 16番 武田 喜義 24番 高橋 忠親

7番 高木キクミ 17番 伊藤 健一

9番 井上 雅貴 18番 青野 武

## 5. 議案について

議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第2号 農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について

議案第3号 農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について

議案第5号 農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について

議案第6号 農用地利用集積計画に対する意見の決定について

報告事項 報告承認案件（農地法第18条6項に係る通知等）

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局 長 青野栄一 東予分室長 渡邊賢一郎

事務局次長 田口剛洋

事務局主査 渡邊龍也 事務局主任 宇佐美紀興

## 7. 議事内容

- 事務局 ただ今から、令和3年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。
- 皆さん、ご起立ください。一同「礼」。ご着席ください。
- コロナの関係で西条市は現在屋外公園を除きまして、ほぼ全ての屋内施設を利用できないようになっております。
- 農業委員会総会は法律で農業委員の過半数以上の出席の下、開催する必要があり、他の協議会のように書面審議はできない。現状の中で、農業委員・推進委員全員が参加できる広い施設はなく、急遽、加藤会長とも相談した結果、昨年同様今年度は農業委員のみでの総会として開催できる会場を探し、この会場で開催することとなりましたので、ご理解をお願いします。なお、中央公民館の使用が再開される場合は、会場を中央公民館にしたいと思います。
- 開会に当たり加藤会長がご挨拶を申し上げます。
- 会 長 【会長挨拶】
- 事務局 それでは議事に入ります。議事の進行は農業委員会会議規則の規定によりまして会長が行うこととなっておりますので、加藤会長、よろしく願いいたします。
- 【会長、議長席に着く】
- 議 長 それでは、ただ今から、令和3年度 第2回西条市農業委員会 総会を開会いたします。これより先は着座にて議事を進行させていただきますので、よろしく願いいたします。
- 【議事録署名人及び書記の指名】
- 議 長 まずはじめに、議事録署名人の指名をいたします。
- 真鍋美鈴委員、高橋忠親委員の両委員にお願いいたします。
- ただいまの出席農業委員数は、24名であります。農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、定足数に達しておりますので、本会議は成立いたしますことを報告いたします。
- 書記については、事務局の渡邊、宇佐美の両君にお願いいたします。それでは議事に入ります。

### 農地法第3条 関係

- 議 長 議案書、3ページ、議案第1号、農地法 第3条の規定による許可申請について、を議題といたします。  
議案内容について、事務局から説明いたします。
- 事務局 事務局の田口です。よろしくお願ひします。  
4ページをお願いいたします。  
19号は、〇〇の〇〇氏が、父である〇〇の〇〇氏から、生前贈与を受けようとする申請であります。  
20号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放及び経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
21号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
22号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
23号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
24号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。  
25号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、賃借権の移転を受けようとする申請であります。  
26号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
27号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
28号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から所有権の移転を受けようとする申請であります。  
29号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
30号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
31号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
32号は、〇〇の〇〇が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
33号は、〇〇の〇〇氏が、小作地解放のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。  
34号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏

から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

35号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

36号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

37号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から、贈与を受けようとする申請であります。

38号は、〇〇の〇〇氏が、経営規模拡大のため、〇〇の〇〇氏から、所有権の移転を受けようとする申請であります。

以上、20件、ご審議よろしくお願ひいたします。

議 長 以上、20件であります。19号から順次ご意見を伺いたしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

地区委員 19号 問題ありません。  
20号、21号 問題ありません。  
22号、23号 問題ありません。  
24号 保留。

長谷川委員 申請人は、〇〇の創業者であり、農業経営もされています。申請地はミカン畑で整備はされておりますが、申請地の途中に〇〇氏所有のミカン畑があります。そこに産業廃棄物の不法投棄が2箇所ありました。多量に廃棄されている農地は、以前から廃棄されていると推進委員から聞いております。不法投棄物を撤去しなければ許可しないことにいたしました。

議 長 事務局から補足はありませんか。

事務局 現地を確認したところ、多量に廃棄されておりました。申請代理人には、不法投棄が解消されなければ3条申請は受付できないことを伝えました。今回の売買する農地については、問題はないかと思われま。不法投棄が解消されたのを確認した上で、許可したいと考えております。

地区委員 25号 問題ありません。  
26号、27号 問題ありません。  
28号 問題ありません。  
29号 問題ありません。  
30号 問題ありません。

31号 問題ありません。  
32号、33号 問題ありません。  
34号 問題ありません。  
35号、36号 問題ありません。  
37号、38号 問題ありません。

議長 ありがとうございます。  
他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。  
「異議なし」ということでありますので、24号の保留を除く、19件を原案どおり許可することといたします。

#### 農地法第3条買受適格証明願関係

議長 次に、8ページ、議案第2号 農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

議長 9ページをお願いします。  
伊予西条税務署が差押えを行った〇〇の農地2筆について、高松国税局の公売が行われることとなり、入札希望者1名から、入札の資格を証する農地の買受適格証明願が提出されました。  
1号は、〇〇の〇〇氏が、2筆の農地について、公売参加のため、買受適格証明の交付を申請するものであります。

議長 以上、1件であります。地元の委員さんにご意見等を伺いたいと思います。

事務局 1号 問題ありません。

議長 他に、ご意見、ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、1件を原案どおり承認することといたします。

#### 農地法第4条関係

議 長 次に、10ページ、第3号 農地法第4条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

まず、5号について、審議いたします。当案件について、〇〇委員は、申請者にあたり、農業委員会法第31条、議事参与の制限に抵触するため、一旦ご退席願います。

(〇〇委員 退席)

議 長 議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 11ページをお願いします。

5号は、〇〇の〇〇氏が、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。

以上1件、ご審議よろしくをお願いします。

議 長 以上、1件であります。地元の委員さんからご意見・ご異議等ございませんか。

地区委員 5号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上1件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

以上で、〇〇委員に関する案件は終了しましたので、入室を認めます。

〇〇委員、お入りください。

(〇〇委員 入場)

議 長	<p>審議を再開いたします。</p> <p>残りの4件について、事務局から説明いたします。</p>
事務局	<p>1 1 ページをお願いします。</p> <p>2号は、〇〇の〇〇氏が、農業用倉庫を建設しようとする申請でございます。</p> <p>本件は、平成10年10月に木造の納屋を鉄骨造に建て替える際に、隣接する農地と併せて造成し、農業用倉庫として転用していたことから、違反転用を是正しようとするものです。申請人からは、「次回からはこのようなことのないように、十分調査等を行ってから慎重に行動し二度とこのようなことのないようにいたします」との始末書が提出されております。</p> <p>3号は、〇〇の〇〇氏が、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。</p> <p>本件は、申請人の父親が申請地に海苔工場とその資材置場及び駐車場のガレージを所有しておりました。平成30年までに工場等を解体した際に、本来であれば土地を農地に戻さなければなりませんでしたが更地の状態にして貸駐車場として利用しておりました。申請人からは、「今後は、土地利用について農地法違反がないよう専門家に相談して法令を遵守します」との始末書が提出されております。</p> <p>4号は、〇〇の〇〇氏外1名が、居住用倉庫に転用しようとする申請でございます。</p> <p>本件についても、前号同様の内容の始末書が提出されております。</p> <p>6号は、〇〇の〇〇氏が、敷地拡張をしようとする申請でございます。</p> <p>本件は、申請人の父親が、自宅に駐車場が無く、駐車場として利用するため隣地所有者から昭和56年4月に取得し、駐車場として利用してきたものです。申請人からは、「農地法上の手続きが必要なことを知らなかったため、手続きをすることなく駐車場として利用しておりましたが、今回の機会に正規の手続きを履行し、違反のない状態に戻したい」との始末書が提出されております。</p> <p>以上4件、ご審議よろしくお願ひいたします。</p>
議 長	<p>ありがとうございます。</p> <p>以上、4件ではありますが、ご意見・ご異議等ございませんか。</p> <p>それでは、2号から順次ご意見をお伺いしたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。</p>
地区委員	<p>2号 問題ありません。</p>

3号、4号 問題ありません。

6号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。

「異議なし」ということでありますので、以上、4件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 農地法第5条関係

議 長 次に、13ページ、議案第4号、農地法第5条の規定による許可申請に対する意見の決定について、を議題といたします。

議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 14ページをお願いいたします。

18号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

19号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

20号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

21号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏外1名から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

22号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

23号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、建売住宅を建設しようとする申請でございます。

24号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、賃貸共同住宅を建設しようとする申請でございます。

25号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

26号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、住宅の増築をしようとする申請でございます。

27号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天貸駐車場に転用しようとする申請でございます。

28号は、〇〇の〇〇が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、太陽光発電施設を建設しようとする申請でございます。

29号は、〇〇の〇〇氏外1名が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

30号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から使用貸借権設定を受け、自己住宅を建設しようとする申請でございます。

31号は、〇〇の〇〇氏が、〇〇の〇〇氏から所有権移転を受け、露天駐車場に転用しようとする申請でございます。

以上14件、ご審議よろしくお願いたします。

議 長 以上、14件であります。18号から順次ご意見をお伺いしたいと思っておりますので、よろしくお願いたします。

地区委員 18号、19号 問題ありません。  
20号 問題ありません。  
21号、22号、23号 問題ありません。  
24号、25号 問題ありません。  
26号 問題ありません。  
27号 問題ありません。  
28号 問題ありません。  
29号 問題ありません。  
30号 問題ありません。  
31号 問題ありません。

議 長 他に、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議 長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、以上14件を原案どおり承認することとし、知事に進達いたします。

#### 第5条転用事業計画変更関係

議 長 次に、18ページ、議案第5号、農地法第5条にかかる転用事業計画変更に対する意見の決定について、を議題といたします。  
議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 1号は、〇〇の〇〇が、平成28年5月の総会にてご審議いただき、進達・許可された案件であります。事業を進める過程で、建売住宅ではなく、賃貸共同住宅のニーズがあったことから、事業内容を「建売住宅3棟」から「建売住宅2棟及び賃貸共同住宅1棟に変更し、変更承認を受けようとするものです。

以上、1件ご審議よろしく申し上げます。

議長 以上、1件であります。ご意見・ご異議等ございませんか。

西原委員 変更承認を受けようとするのは本日でありますが、承認を受ける前に既に工事を行っており違法行為が見受けられます。本案件を承認すべきか、又は保留にするべきか、という問題がございます。

違反行為に対し、この席で承認することはできないため、始末書を提出してもらうことによって承認したいと考えております。

保留となると、1ヶ月先の承認案件となります。申請人も工事を急いでいることと思われるため、始末書を提出した時点で承認をすることとしたいと思っております。

議長 始末書を提出することで承認するという進めさせてもらってもよろしいでしょうか。

徳増委員 本件について、承認することになるのか。申請却下となるのか。

事務局 始末書が提出された段階で、西原委員さんにも内容を確認してもらった上で、事務局内の決裁により地方局へ進達させていただきます。

議長 他にご意見ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 本件については、始末書添付の上、承認させていただきたいと思っております。条件付きで承認することとし、知事へ進達いたします。

農用地利用集積計画に対する意見の決定

議長 次に、20ページ、議案第6号 農用地利用集積計画に対する意

見の決定について、西条市長から意見照会がありましたので、議案内容を事務局から説明いたします。

事務局 22ページをお願いいたします。  
件数が多いため、筆ごとの説明は省略させていただきますが、いずれも申し出書を確認し、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件は満たしておりますことを、ご報告いたします。  
詳細につきましては、議案書23ページから50ページとなっております。  
農業経営基盤強化促進法による利用権設定等の件数は、177件、面積は、50万2,239.46㎡となっております。そのうち、所有権移転は、3件、面積は、7,635㎡となっております。  
以上でございます。ご審議よろしくをお願いいたします。

議長 以上のような内容ですが、よろしくご審議をお願いいたします。  
委員の皆さん、ご意見・ご異議等ございませんか。

委員一同 異議なし。

議長 ありがとうございます。「異議なし」ということでありますので、原案どおり承認することとし、市長に回答いたします。

#### 報告承認案件

議長 次に、51ページ、報告承認案件について、事務局から報告いたします。

事務局 令和3年3月16日から、令和3年4月15日までの受付期間中に、農地法第18条第6項、解約通知を35件、農地バンクへの農地登録1件受理いたしました。  
ご了承をお願いいたします。

議長 何かご意見等、ございませんでしょうか。

戸田委員 ○○氏の所有権移転について、○○氏と○○とが中間管理機構の貸借をしていた解約が報告承認案件に出ていないようである。小松の事務局に確認し、解約の書類はでていると確認したが。

事務局 ○○の農地について、解約が出ていないということでよろしいでしょうか。詳細を確認し、回答させていただきたい。

議長 無いようですので、以上で報告承認案件を終了いたします。  
以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了いたしました。この際に、他に何かございませんか。  
無いようですので、以上で総会を閉じます。  
慎重審議、ありがとうございました。

## 8. 議案結果

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	原案承認
議案第2号	農地法第3条第1項の目的に係る買受適格証明願について	原案承認
議案第3号	農地法第4条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第4号	農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見の決定について	原案承認
議案第5号	農地法第5条に係る転用事業計画変更に対する意見の決定について	原案承認
議案第6号	農用地利用集積計画に対する意見の決定について	原案承認
報告事項	報告承認案件	原案承認